

いすみ市カーボン・マネジメント強化設備更新工事等業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の概要

(1) 事業の名称

いすみ市カーボン・マネジメント強化設備更新工事等業務

(2) 事業の目的

いすみ市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、2017年度に「いすみ市地球温暖化実施計画（事務事業編）」（以下「事務事業編」という。）を改定し、新たな目標として、市の事務・事業による温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度までに40%以上削減する目標を掲げ、より一層低炭素化社会にむけての取組みを推進するため、カーボン・マネジメントを行う体制を整え、温室効果ガス排出抑制に努めていくところである。

本業務は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の実施事業である第2号事業を活用し、いすみ市カーボン・マネジメント強化事業調査業務（第1号事業）で得られた調査データを基に、対象となる施設におけるCO₂削減効果の高い省エネ機器への更新を行うと伴に、併せて設備更新による効果の検証、調査・分析を行うものである。

(3) 業務の内容、対象施設等

「いすみ市カーボン・マネジメント強化設備更新工事等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(4) 事業期間

- ・令和元年度契約締結翌日～令和2年2月10日（月）
- ・令和2年度契約締結翌日～令和3年2月10日（水）

※2ヵ年事業の一括選定を行うが、契約は単年度ごとの契約とし、令和2年度については交付決定通知受領後に契約締結とする。

(5) 提案上限額

令和元年度事業 10,000 千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和2年度事業 119,000 千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※この予算の範囲内で企画提案を行うこと。この提案上限額には、カーボン・マネジメント強化学業の補助対象外経費である既存設備の撤去費等、その他事業に要する経費も含むものとする。なお、消費税及び地方消費税は10%で算出するものとする。

(6) 再委託について

業務の一部再委託については、契約の適切な履行の確保に支障がないと認められる場合に限り、次の条件で行うことができるものとする。

①再委託する場合は、再委託申請書 (指定様式) を提出するものとする。

②受注者は再委託の相手方が契約の条件を遵守して業務を行うよう指導し、また、再委託の相手方が再委託業務に関し行った全ての行為について、再委託の相手方と連携しその責任を負うものとする。

③受注者は、再委託の相手方が契約の条件に違反したことにより、市又は第三者に損害を与えたときは、再委託の相手方と連携して賠償の責任を負うものとする。

④受注者は、再委託の相手方に対する対価の支払等について、適正な取扱いを行うものとする。

⑤受注者は、再委託の相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律 77号) 第2項各号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者でないことを確認するものとする。

⑥受注者は、再委託の相手方が暴力団又は暴力団関係者から業務の履行の妨害その他の不当な手段による要求を受けたときは、発注者に報告し、及び所轄の警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うものとする。

2. 選定方法及びプロポーザル方式等を採用する理由

本事業は、国の補助事業である「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」(地方公共団体カーボン・マネジメント強化学業) を活用し、省エネ機器への設備更新及びエネルギーマネジメントシステムの導入に

よりCO₂削減を図るとともに、併せて事業による効果の検証、調査・分析を行うものであり、導入する省エネシステムにおける設備等の更新のモデルケースを構築するため、限られた予算内で最大限のCO₂排出抑制効果と、削減効果を継続的に発揮させていくための取り組みのノウハウを確立し、本市及び周辺に所在する他自治体・団体への展開手法についても検討を行うものである。

選定の評価は、上記に係る提案を総合的に評価し、業者決定を行う。ただし、本業務は、補助金申請が採択されなかった場合には、改修規模の縮小や他の補助金活用などについて、別途協議するものとする。

上記要件を達成するためには、省エネルギー機器に係る技術能力、豊富な経験及び高い専門知識を有する事業者からの提案を広く公募する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用するものとする。

3. 応募資格要件

(1) 応募者

- ①応募者は、本事業を行う能力を有する単独企業又は複数企業の構成員で構成されるグループとする。
- ②グループで応募する場合は、グループの代表者を選出するとともに、本事業についての構成員の役割を明確にする。また、当市の対応窓口となり、契約等の諸手続きを行い、事業遂行の責を負う代表企業を選定するものとする。

(2) 応募者の資格要件

- ①単独企業については、いすみ市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ②グループについては、グループの代表者がいすみ市入札資格者名簿に登録されていること。
- ③1グループの代表者及び構成員は、他のグループの代表者及び構成員とすることができない。
- ④建設業法第3条に基づく建設業許可のうち、「電気工事」及び「管工事」について特定建設業許可を受けていること。ただし、グループについては、施工を担う構成員が許可を受けていれば要件を満たすものとする。

(3) 応募資格の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募者になることができない。

(グループについては構成員すべて)

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する場合。
- ②本市が行う建設工事等の請負、物品の購入、製造の請負及び役務の請負の競争入札において、入札参加資格停止措置を受けている場合。
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実があるもの。
- ④法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられている場合。
- ⑤法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる場合。

4. 参加申請書について

(1) 提出書類

- ①参加申請書（様式第 1 号）
- ②事業者概要書（様式第 2 号）
- ③「電気工事」及び「管工事」の建設業許可を受けていることを証明する書類の写し
- ④役員等名簿兼同意書（様式第 3 号）
- ⑤業務実績書（任意様式）
- ⑥グループで参加する場合は、構成員全員の②～⑤に加え、グループ構成表（様式第 4 号）

(2) 提出期限

令和元年 8 月 22 日（木）午後 5 時必着

(3) 提出先

「14. 問合せ先」へ提出すること

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

- ・郵送の場合は、配達証明付の書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は、執務時間中(平日の午前8時30分から午後5時まで)に財政課管財班に持参すること。

(5) 提出部数 1部

5. 企画提案書について

(1) 企画提案書提出書(様式第5号)

(2) 企画提案書(任意様式)

- ・仕様書の事業内容に掲げる各事項全てについて、具体的な提案をするとともに業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。
- ・省エネシステムについては、照明及びこれらの周辺設備、空調・熱源及びこれらの周辺設備に分け、制御等の方法も含め提案すること。ここでいう省エネシステムは、複数の設備機器の導入・更新や制御、運用方法を一体としてまとめたものを指す。
- ・導入する省エネシステムについては、省エネ効果の検証手法及びその手順を併せて提案すること。
- ・温室効果ガス排出量の削減効果の算定根拠、ランニングコストの削減効果の算定根拠を添付すること。
- ・制御及び運用改善に関する具体的手法を記載すること。
- ・企画提案書の提出は1社1案(グループにおいては構成員全てで1案)とする。
- ・本事業の実施にあたっては上記内容を基本とするが、よりエネルギー起源CO₂排出量の削減効果が高い提案を求める。仕様書に記載のない事項についても予算の範囲内で、有効な提案がある場合は積極的に提案すること。
- ・環境省公表資料「L2-Tech リスト」で認証されている機器に相当する機器をできるだけ多く選定するものとする。
- ・計画・設計・工事まで含めた提案及び積算を行うこと。

(3) 配置予定従事者調書（様式第6号）

・配置予定従事者の業務実績等を記載し、実績の確認できる書類および各技術担当者における資格証明の写しを添付すること。

(4) 見積書及び見積内訳書（任意様式）

・年度別、費用別の内訳がわかるように作成すること。また、補助対象外経費がわかるように明確に区分すること。

・見積額は、消費税及び地方消費税を10%として税込で算出するものとする。

(5) 提出期限

令和元年9月6日（金）午後5時必着

(6) 提出先

「14. 問合せ先」へ提出すること

(7) 提出方法

持参又は郵送による。

①郵送の場合は、配達証明付の書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

②持参する場合は、執務時間中（平日の午前8時30分から午後5時まで）に財政課管財班に持参すること。

(9) 提出部数 10部

6. 公募に対する質問

(1) 質問書

質問票（様式第7号）を使用した文書によるものとする。

(2) 提出方法

電子メールで担当事務局まで送付すること。

件名は「いすみ市カーボン・マネジメント強化設備更新工事等業務」とし、電話により送達確認を行うこととし、これをもって質疑の受理とする。

(3) 受付期限

令和元年8月22日(木)午後5時まで(必着)

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和元年8月27日(火)までに電子メールにて行う。なお、質疑を行った事業者名は公開しないものとし、回答内容は参加表明者全員に周知する。

7. 現地等調査

(1) 現地調査については、公募開始日から技術提案書提出期限の前日までの土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後4時までとする。

調査時間、調査人数、責任者名、連絡先を事前に「14. 問合せ先」へ申請する。

(2) 施設図面等については、いすみ市役所大原庁舎において公募開始後から閲覧できるものとする。

8. 契約候補者の選定方法

「いすみ市カーボン・マネジメント強化設備更新工事等業務に係る受託候補者選定に関するプロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、受託候補者を選定する。企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている事業者を第1優先受託候補者として選定する。(次点者も決定する。)

なお、審査結果については、参加者全員に対し書面で通知するとともに、いすみ市ホームページで公表します。

評価の詳細・審査の経緯及びその内容は公開しない。また審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

9. プレゼンテーション及び審査の実施

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、各社によるプレゼンテーションを実施し、

委員会において評価が最も優れている事業者を選定する。ただし、プロポーザルの提案者が6者を超える場合は、提出された書類による第1次審査を実施し、第1次審査で高い評価を得た提案者（6者程度）を対象に第2次審査であるプレゼンテーションを実施する。

(2) プレゼンテーション内容

企画提案書をもとに、口頭説明を30分以内とし、その後、質疑応答の時間を10分程度設ける。口頭説明は省エネルギーの概要及び先進性・モデル性、エネルギー起源CO₂削減量の推計手法・根拠、効果検証手法、運用改善手法、その他追加提案を中心として実施すること。

(3) プレゼンテーション及び審査会実施予定日

令和元年9月18日（水）

(4) プレゼンテーションの際の注意事項

- ①プレゼンテーションの実施時間及び会場等の詳細は、別途通知する。なお、プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ②プレゼンテーションに使用するパソコン等は提案者において準備すること。（プロジェクター、スクリーンは市にて用意する）
- ③プレゼンテーションの準備は開始時間までに行う事とし、開始時間が過ぎた場合は所要時間に含める。
- ④提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。
- ⑤指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(5) 審査結果

プロポーザルは、委員会が「いすみ市カーボン・マネジメント強化設備更新工事等業務受託候補者選定評価基準」に基づき審査し、後日速やかに参加者全員にその結果を書面にて通知する（電話による問い合わせは応じない。）また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）をいすみ市ホームページへ掲載する。

10. 評価項目

評価項目及び評価視点は次のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
1、業務実績	・同種業務の実績	5
2、実施体制 ・組織力	・事業推進体制として、確実に遂行出来る組織体制となっているか ・配置予定技術者の実績及び業務遂行能力	15
3、資格	・組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	5
4、企画提案書	・施設への設備導入に関し、モデル性・先進性があるか ・CO ₂ 削減量、及び費用対効果は補助金採択要件を満たしているか ・エネルギー起源CO ₂ 削減の確実性 ・ランニングコスト削減の確実性 ・効果計測、検証の具体性 ・省エネルギー検証について、長期的な支援を行う計画になっているか ・追加提案内容（特筆事項）	50
5、スケジュール管理	・確実な設計・施工などの計画となっているか	5
6、メンテナンス性	・不具合発生時、故障時のサービス体制は十分か	5
7、計画の精度	・計画等の作成に当たって、十分なよび調査を行っているか	5
8、見積価格	・価格の妥当性、積算内訳の妥当性	10
合計		100

11. 契約の締結

審査結果に基づき選定した第1優先受託候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で発注し、随意契約による単年度契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、第1優先受託候補者に選定された事業者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者を第2優先受託候補者に選定し、契約についての協議等を行なった上で発注及び契約を締結するものとする。

また、参加提案者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者として選定する。

12. 実施スケジュール

項目	期日
公募型プロポーザル公募開始 (公告・ホームページ掲載)	令和元年7月29日(月)
参加申請書受付期間	令和元年7月29日(月)から 令和元年8月22日(木)
事業に関する質問の受付期間	令和元年7月29日(月)から 令和元年8月22日(木)
事業に関する質問の回答期限	令和元年8月27日(火)
企画提案書等提出期限	令和元年9月6日(金)
プレゼンテーションによる審査	令和元年9月18日(水)
審査結果通知	令和元年9月25日(水)
契約協議、契約締結	令和元年度：令和元年9月下旬 令和2年度：補助金交付決定通知後

1 3. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等一切の経費は、企画提案者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできないものとする。また提出書類は返却しない。
- (2) 参加表明書の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに「提案辞退届（様式第8号）」を提出すること。
- (3) 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (4) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (5) 本事業により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本市に帰属するものとする。
- (6) 本事業の契約が成立するまでの期間において、選定された受託候補者が本実施要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該受託候補者とは、契約を締結しないものとする。
- (7) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (8) このプロポーザルに応募した者は、この実施要項に同意したものとみなす。

1 4. 問合せ先

千葉県いすみ市財政課管財班

住所：〒298-8501 千葉県いすみ市大原 7400 番地 1

電話：0470-62-1216fax：0470-63-1252

電子メールアドレス：kanzai@city.isumi.lg.jp